

第 3 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和3年6月30日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和3年6月30日(水曜日)

午前9時58分開議
午前10時49分休憩
午前10時54分開議
午前11時35分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第7号 熊本県ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 工事請負契約の変更について
- 議案第13号 工事請負契約の変更について
- 報告第1号 令和2年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第3号 令和2年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第11号 地産地消の推進に関する施策の報告について
- 請第28号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員(8人)

- 委員長 末松直洋
- 副委員長 楠本千秋
- 委員 前川 收
- 委員 吉永和世
- 委員 湊上陽一
- 委員 磯田 毅
- 委員 山本伸裕
- 委員 荒川知章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

- 部長 竹内信義
- 政策審議監 阪本清貴
- 生産経営局長 下田安幸
- 農村振興局長 渡邊昌明
- 森林局長 大岩禎一
- 水産局長 山田雅章
- 首席審議員
- 兼農林水産政策課長 深川元樹
- 団体支援課長 加藤栄一
- 流通アグリビジネス課長 中島 豪
- 首席審議員
- 兼農業技術課長 酒瀬川美鈴
- 農産園芸課長 楮本亮治
- 政策監 武田好文
- 畜産課長 上村佳朗
- 農地・担い手支援課長 高野 真
- 農村計画課長 清藤浩文
- 農地整備課長 青木公平
- むらづくり課長 吉住俊郎
- 技術管理課長 徳永昭彦
- 森林整備課長 笹木征道
- 林業振興課長 山下裕史
- 森林保全課長 中尾倫仁
- 水産振興課長 堀田英一
- 漁港漁場整備課長 植野幹博
- 農業研究センター所長 山下浩次

事務局職員出席者

- 議事課主幹 平江正博
- 政務調査課主幹 小田裕一

午前9時58分開議

○末松直洋委員長 皆さん、おはようござい

ます。第3回農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、今回付託された請第28号について、提出者から趣旨説明の申出がっておりますので、これを許可したいと思います。

それでは、説明者入室させてください。

（請第28号の説明者入室）

○末松直洋委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

（請第28号の説明者の趣旨説明）

○末松直洋委員長 趣旨はよく分かりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引取りください。

（請第28号の説明者退室）

○末松直洋委員長 次に、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

なお、前回の4月の委員会と同様に、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐために、次第に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了した後に採決を行いますので、よろしく願いいたします。

また、本日の委員会は、前回と同様に、マスコミ等の入室を一部制限しており、これに対処するために、本日の委員会の様子をパソコン等で視聴できるように庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに少し近づいて、明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いいたします。

それでは、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○竹内農林水産部長 本日もよろしく願い申し上げます。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、当部におきます災害への対応状況及び新型コロナウイルス感染症に対する取組について御報告させていただきます。

まず、災害への対応といたしまして、昨年7月豪雨による被災を踏まえ、出水期までに安全確認を徹底させるため、全国に先駆け、例年よりも10日早く山地防災パトロールを実施いたしました。

さらに、球磨川流域で緊急対策を予定していた10か所の治山ダムにおきまして、堆積した土砂や流木の撤去に全て着手するなど、県内各地域で災害復旧及び災害の事前防止の取組を加速しております。

また、復旧・復興プランにおける喫緊の取組である流域全体の総合力による緑の流域治水を実現するため、人吉・球磨地域の7市町村において、約270ヘクタールをモデル地区に田んぼダムの実証実験に着手しております。

今年は、平年より20日も早い梅雨入りとなりましたが、5月中旬から下旬の大雨により、八代地域や阿蘇地域などで麦の倒伏やジャガイモ畑の冠水といった農作物被害が報告されており、上益城管内や南阿蘇村などを中心に、農地、農業用施設、治山施設などの被害も報告されております。現時点での被害額は、農業、林業合わせまして、約23億円となっております。

昨年に比べれば、今のところ被害規模はそこまで大きくはありませんが、いまだ梅雨の真ただ中にあることから、県民の安全、安心を守る防災、減災に着実に取り組むとともに、令和2年7月豪雨災害からの一日も早い復旧、復興に向け、農林水産部を挙げて精いっぱい取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する取組についてです。

県産農林水産物への影響額を継続的に把握しておりますが、令和2年1月から今年5月までの17か月間の累計で132.3億円に達しております。直近3か月では、水産物、花卉、トマトなどを中心に11億円の売上減少が見られますが、前年同期と比べ、その影響額は5分の1程度にとどまっております。依然、継続的な影響が見られる品目もあり、引き続き、品目に応じたきめ細やかな対策が必要な状況です。

このため、今定例会では、外食、インバウンド需要低迷の長期化の影響を受けている県産農林水産物等の消費喚起と安定的な販路確保のための予算に加え、農林水産業に従事する方々のセーフティネットである収入保険の加入促進を図るための予算を提案しております。

引き続き、農林漁業者の方々が希望を持って経営を継続できるよう、関係団体と連携し、適時適切な支援を行ってまいります。

それでは、今回提案しております議案等の概要を御説明させていただきます。

予算関係は、補正予算が1件、繰越しに係る報告が2件です。

また、条例等関係では、条例改正が1件、工事関係が2件、施策の報告が1件です。

まず、予算関係では、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応のほか、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策や総合的なTPP等関連政策大綱に基づく施策への対応として、3億円余の増額補正を提案しております。

また、報告案件として、令和2年度一般会計繰越計算書の報告が2件ございます。

次に、条例等関係では、熊本県ふるさと・水と土保全基金条例の一部改正と工事請負契約の変更が2件、施策の報告として、地産地消の推進に関する施策の報告がございませう。

以上が今回提案しております議案の概要です。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○末松直洋委員長 次に、付託議案等について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料(予算関係及び条例等関係)について説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

令和3年度6月補正予算総括表でございます。

表の左から3番目の欄、6月補正額(B)の欄の一番下、合計欄を御覧ください。

農林水産部の6月補正の合計額は、3億1,900万円余の増額補正で、6月補正後の総額は、同じく合計欄の一番右のとおり、772億円余となっております。

内容としましては、冒頭の部長の総括説明にもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応のほか、国の防災・減災、国土強靱化のための対策、TPP対策等に必要予算を提案しております。詳細につきましては、後ほど各課から説明いたします。

今回の6月補正予算では、新型コロナウイルス感染症への対応に関するものも含まれておりますので、ここで、農林水産常任委員会説明資料の別添資料、新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響についてを御覧ください。

別添資料、1ページをお願いいたします。

表の左から2番目、影響額の欄の一番下の(計)欄を御覧ください。

部長の総括説明にもありましたとおり、令和3年3月から5月までの3か月間の影響額

は、11.8億円となっており、昨年度の同時期の影響額57.5億円と比較すると、影響額そのものは5分の1程度にとどまっております。品目別に影響が大きかったものは、順に、水産物、花卉、トマトの順となっております。

表の上の四角囲みの説明文中、3つ目の丸を御覧ください。

令和2年1月から今年5月までの影響額合計は、132.3億円となっております。依然、継続的な影響が見られる品目もあり、引き続き支援策を講じていくことが必要となっております。

2ページをお願いします。

これは、農林漁業者に対する支援策について、県だけでなく国等の支援策を含め、総合的に取りまとめたものです。

今回御説明したような影響に対しましては、これまで、品目ごとに、きめ細やかに、かつ切れ目なく、生産流通対策や消費喚起策、金融支援等を講じてきたところです。この支援策一覧につきましても、関係団体を通じて、周知、活用促進を図るとともに、県庁ホームページに掲載し、随時更新しております。

今後も、生産者や団体等との意見交換、連携強化を通じまして、適時適切な支援を講じてまいります。

それでは、元の農林水産常任委員会説明資料(予算関係及び条例等関係)にお戻りください。

3ページをお願いします。

目次の下に、資料に用いている凡例について、米印資料凡例として説明欄を設けております。

これは、これから6月補正予算の詳細につきまして、各課から御説明申し上げますが、まず、事業自体が新設の場合は、事業名の前にマル新、事業の一部が新規の場合は、新たに実施する事業内容の前にマル新と表記しております。また、四角囲みでコロナ対策とあ

りますのは、新型コロナウイルス感染症に対応する施策となります。同様に、強靱化とありますのは、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づいた施策、TPPとありますのは、総合的なTPP等関連政策大綱に基づいた施策となっております。

それでは、6月補正の内容につきまして、各課から主なものについて御説明申し上げます。

農林水産政策課は以上です。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

5ページをお願いいたします。

農業共済制度等普及推進費、説明欄の収入保険加入緊急支援事業は、新規事業でございますが、コロナ禍の影響が見通せない中で、農業経営リスクの低減等を図ることを目的として、熊本県農業共済組合が行います収入保険の保険料低減の取組、具体的には、新規加入者の保険料及び既加入者の掛金増加分に対する助成でございます。

また、農業保険制度の加入メリット等の周知啓発を図る経費と合わせまして、この事業は、コロナ臨時交付金を活用しております。個人事業者の加入申込期限であります12月にかけて、既存事業と連動し、集中的に広報及び加入促進活動を展開してまいります

団体支援課は以上です。

○中島流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

6ページをお願いします。

説明欄、県産農林水産物等緊急流通対策事業は、新型コロナウイルス感染症拡大によって流通の停滞が見込まれる県産農林水産物等の販売促進及び県産水産物を提供するフェアに要する経費です。

具体的には、インターネット通販サイトを活用したキャンペーンや地産地消協力店にお

ける県内消費促進フェア、そして県外量販店と連携した熊本の魚の消費拡大フェアに取り組みます。

流通アグリビジネス課は以上です。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

7ページをお願いいたします。

農作物対策費として3事業を計上しておりますけれども、3事業とも国の令和2年度3次補正に対応した新規事業でございます。

まず、2段目、農業気象対策事業費の説明欄、園芸産地における事業継続強化対策事業は、災害に強い産地づくりに必要なハウス補強等に対する助成でございます。

3段目の麦・大豆等水田農業の生産体制強化事業は、水田に作付されます麦、大豆の需要に対応した生産体制強化の取組に対する助成でございます。

最下段の水田リノベーション事業は、水田作物、輸出米とか野菜等高収益作物などが対象になりますけれども、その需要創出のための機械、施設の整備に対する助成でございます。

農産園芸課は以上でございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

8ページをお願いします。

畜産物市場流通戦略対策事業費でございます。

説明欄の畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業は、畜産物輸出に向けた組織設立とその輸出促進活動に対する助成でございます。

具体的には、生産者、食肉処理施設や乳業メーカー及び輸出事業者が連携し、生産から輸出まで一貫した輸出促進を行う組織であるコンソーシアムの設立や販売促進活動、さらには、輸出先国からの要求である動物福祉に配慮した鼻かんを用いない牛の誘導方法の試験的取組などへの支援を行う事業でございます。

す。

畜産課は以上でございます。

○深川農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

12ページをお願いいたします。

ここからは、報告第1号、令和2年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてになります。

12ページの表は、11月、2月の定例会にて御承認いただきました令和2年度一般会計繰越明許費の総括表でございます。

件数及び繰越額の一番下の計の欄を御覧ください。

農林水産部全体で、1,060件、528億8,000万円余の繰越しとなっております。

繰越明許費の繰越理由として、左の内訳の欄のとおり、3つに整理しております。

計画に関する諸条件は、各種協議や計画内容に係る地元との調整に不測の日数を要したもののほか、国の補正予算に基づくもので、交付決定が年度末となり、工期の確保ができなかったものなど、626件、380億5,000万円余で、全体の72%を占めるものです。

資材の入手難は、建築土木資材等の入手に不測の日数を要したものなど、175件、69億3,000万円余で、全体の13%となっております。

その他は、工法の見直しに必要な調査や検討、用地補償の交渉等に不測の日数を要したものなど、259件、78億9,000万円余となっております。

明許繰越しの詳細につきましては、13ページから33ページにかけて記載しておりますが、私から幾つか事例を挙げて一括で御説明申し上げます。

まず、計画に関する諸条件につきましては、20ページをお願いいたします。

最下段の農業生産基盤整備事業費でございますが、国の補正予算の交付時期が年度末と

なったもののほか、隣接する河川や道路の管理者との協議、調整に不測の日数を要したことなどの理由により、やむを得ず年度内の完了が困難となったものでございます。

資材の入手難につきましては、同じページの下から2段目の団体営農業農村整備事業費で説明しますと、新型コロナウイルスの感染拡大による影響から、コンクリート2次製品等の納期に遅れが生じ、やむを得ず年度内の完了が困難となったものでございます。

28ページをお願いします。

その他につきましては、一番上の段の治山事業費を例に説明しますと、設計に関する諸条件や用地の関係、補償処理の困難等が該当し、例えば、自然災害により、計画地の状況が変動したため、工法の見直し等が必要となり、その検討に不測の日数を要し、やむを得ず年度内の完了が困難となったものなどになります。

次に、34ページをお願いします。

ここからは、報告第3号、令和2年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてになります。

令和2年度一般会計事故繰越し繰越計算書の総括表になります。

件数及び繰越額の一番下の計の欄を御覧ください。

農林水産部全体で、148件、68億円余の繰越しとなっております。

事故繰越の詳細につきましては、35ページから44ページにかけて記載しておりますが、各課から主なものについて御説明申し上げます。

農林水産政策課は以上でございます。

○楮本農産園芸課長 農産園芸課でございます。

35ページをお願いいたします。

産地パワーアップ事業費につきましては、3億400万円余、2件を繰越ししております

が、新型コロナによりまして作業員の確保ができず、工事施工体制を見直したこと、また、機械部品等の資材確保が困難になったことから、工事施工に不測の日数を要したものでございます。1件は既に完了しております。残り1件も9月には完了の見込みとなっております。

農産園芸課は以上でございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

36ページをお願いします。

1段目の畜産クラスター事業費につきましては、令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保及び資材確保が困難となったもの1件となっております。この事業につきましては、4月末までに完了しております。

2段目の家畜衛生管理指導事業費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により資材確保が困難となったもの34件となっております。繰越した箇所のうち、11件は6月末までに完了いたしました。残る23件も年内完了を予定しております。

畜産課は以上でございます。

○高野農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

37ページをお願いします。

熊本地震被災農業施設復旧支援事業費につきましては、農業用倉庫等の復旧工事への補助ですが、村が実施する震災後の宅地復旧ほか公共工事が遅延し、その調整が必要となり工事着手が遅れたもので、今年度内の完了を予定しております。

農地・担い手支援課は以上です。

○植野漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

44ページをお願いします。

水産物供給基盤機能保全事業費につつま

ては、水俣市の漁港の防波堤の補修工事におきまして、新型コロナ感染防止対策で、人員配置等の工事施工体制の見直し及び工事に使用します鋼矢板の入手が遅れたことによりまして、不測の日数を要したため、事故繰越するものでございます。

なお、2件と書いてありますが、これは、工事を元年度予算と2年度予算を合併して発注しておりまして、工事は1つですが、繰越しの件数としては2件となっております。工事は、7月末には完了する予定でございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○中島流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

報告第11号、地産地消の推進に関する施策の報告について説明いたします。

資料は、51ページから57ページまでに議案を、59ページから88ページまでに令和3年度の計画と令和2年度の実績の詳細資料を載せております。説明は、58ページを使用させていただきます。

58ページをお開きください。

2、報告の内容を御覧ください。

令和2年度につきましては、全体で11部局91施策に取り組みました。

令和3年度につきましては、(1)から(5)の5つの観点から、11部局78施策に取り組んでまいります。

まず、1つ目は、県民の県内農林水産物等への理解の深化及び郷土愛の育成で、7部局23施策の取組を行います。

県民の地産地消への関心を喚起し、実際の地産地消行動につなげるため、地産地消協力店と連携して、テレビなどのメディアを活用した効果的なPRを展開してまいります。

2点目は、県内農林水産物等の流通の促進及び消費の拡大で、8部局26施策の取組を行います。

県内の直売所や量販店等におけます販売促進活動を支援し、県産農林水産物等の流通の促進と消費の拡大を図ってまいります。

特に今年度は、直売所等での農林水産物の品ぞろえを充実させるため、直売所間をつなぐ物流ネットワークの構築に取り組みます。また、昨年7月豪雨で被災した球磨川流域で生産される農林水産物の販路拡大の取組を支援してまいります。

3点目は、経済循環及び地域活性化で、5部局18施策の取組を行います。

農林水産業と商工業、観光産業等との連携により、生産者により高い利益をもたらす加工食品の開発などの6次産業化への取組を進めます。

4点目は、農林水産業が果たす多面的機能の再認識で、2部局8施策の取組を行います。

生産者と消費者、都市と農山漁村の共生関係づくりを進めるくまもと食・農ネットワークの取組など県民と一体となって地産地消の取組を進めてまいります。

5点目は、条例の周知、意識の啓発等、条例の直接的な推進に係る取組で、7部局3施策の取組を行います。

県の地産地消サイトなど、様々な広報媒体の活用や各種イベントなどの機会を通じて、県民への条例の周知、浸透を図ってまいります。

流通アグリビジネス課からの報告は以上です。

○末松直洋委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 5ページの団体支援課、収入保険についてしたいと思います。

ただいまの説明によりますと、今回のコロナ対策の費用を用いて、収入保険の保険料の助成をしていただくということでありまして、これ多分全国一律じゃなくて、幾つかの県はやっていただいているとは思いますが、熊本独自の取組だというふうに受け止めております。

その具体的な内容ですね。最初に、新規で入っていただく皆さん方に対して、どれだけの助成があるのかということが1つ、それから、そもそもの収入保険の問題点は皆さんと共有してきたつもりであります。最初に参加するときに物すごく農家にとっては高額な保険料になってしまうと。1回目が一番高いということになってまして、導入になかなかならないということで、その1回目部分を平準化すべきだということ、私も議連の活動等々を通じながら、農水省にも直接訴えさせてきてきておりますが、今回その部分とは別な部分で補助が出たにしても、あくまでコロナ対策でありますから、これが来年度以降続くかどうかというのは、なかなか誰も確定的に言えない話でありますから、この後のことも含めてお考えがあれば教えていただきたいと思っております。それがまず第1点であります。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

今のお尋ねの部分につきまして、まず、高額なものということで、これは様々なところから要望等があっております。その積立ての方式部分、こちらが一番ネックになっておるかと思っております。約1,000万の平均の収入があられる方で22.5万円の積立てと、ここがネックになっておるかと思っております。

ただ、先生も御指摘されたとおり、保険方

式の掛け捨て部分、今回、こちらのほうに補助金、県の共済組合が助成する低減の取組として、上限を6万円として、その掛金の部分の3分の1相当を出すというところで制度設計しております。

また、お尋ねの来年度以降の部分につきましては、現時点、直近で2,123経営体の方に御参画していただいておりますが、今年度の加入目標が、2,800まで約700件ほど増加を見込むというところで考えております。

したがって、まずは加入のほうの目標の達成、こちらのほうに向けて努力していきたいと考えております。こちらのほうの加入の達成の見込み、こちらのほうが立つのを見越して、また国のほうへの要望等、こちらのほうを働きかけてまいりたいと思っております。

団体支援課は以上です。

○前川収委員 今年の加入目標をしっかりと達成していただくということが第一義だと思っております。それはそのとおりだと思いますが、その達成をした上で、多分、この保険の見直しの時期が、来年、再来年ぐらいに国全体の見直しの時期が——5年間とりあえずやって、5年後に見直すという話だったと思っておりますけれども、その時期が近づいてくるというふうに思っております。

そこでですけれども、いわゆるこの臨時交付金を使って今年は安くしましたという話でも、来年また交付金がない状況の中に陥ったときは元に戻るということになるのかなと、来年加入の人たちはですね。その辺のところはちょっと心配なんですけれども、そこには何かお考えがあるんですか。来年のことは分からぬちゃ分からぬでしょうし、今やるのが悪いわけじゃなくて、それは当然やらなきゃいけない、やっていただいたほうがありがたいんですけども、その部分については、何かお考えありますか。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

今まさしく御指摘のとおりでございますし、今共済組合のほうともいろいろ意見交換をしております。その中には、団体で産地全体としてリスクをどう回避していくかというところで、団体の割引の制度、また、長期間加入されましたら低減をしていく、こういったものと組み合わせまして、今後の加入促進策を検討していきたいと思っております。

したがって、直接補助をするかどうか、これは、状況を見極めながら検討していきたいと思っておりますし、また、国への要望の際には、御支援のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

説明は以上です。

○前川収委員 ぜひ、そのような形で継続的に——今回非常に、コロナ給付金を使って、熊本県は独自にその低減策を打っていただいたことはとてもありがたいことですが、とても有意義なことだと思っておりますけれども、できれば、その潜在的にある問題点、この保険のですね。保険制度そのものはとてもいいんですけれども、入りにくい、入りにくいというか高くて入れないというのが、初期投資がかなり必要だという話になってまして、その部分を、農林水産省も初期を下げてたくさん入ってもらおうと。保険制度は、そのほうが成り立ちやすいということですね。加入者が多ければ多いほど保険はやりやすくなるわけで、うまく財政的には回るわけですから、そういうことも、農林水産省には、私は個人的にはお話をさせていただいておりますけれども、ぜひ、そういう制度設計も含めてしっかり議論していただき、要望していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一ついいですか。すみません。

このメンバーの中では言いにくい、入れ替わった後のその他になるかなと思って、ちょっと言わせてもらいますけれども、畜産クラスター事業、36ページ、事故繰りの中で出てきております。畜産課長。

この事業が、県内の畜産業にとって、TPP対策でとても大きな役割を果たしていることはよく分かっておりますし、事故繰りがあることは仕方ないというふうに思っておりますが、ちょっとこれその他に近いところで大変恐縮ですけれども、阿蘇で、畜産牛舎の建築に向けて補助金を出すようにクラスターでは決まっていたけれども、首長さんか誰か何かトラブルってとにかく出さなかったという経緯があり、それが裁判になって、その裁判の結果としては、自治体のほうに補助金を払えという話になったと。その後上告されたかどうか私は知りませんが、少なくとも1審ではそういう結果が出たということ、新聞、マスコミ等を通じながらお話を聞かせていただいております。

一般論で言えば、この種の事業というのは、しっかり積み上げて事業をやっていくわけですから、最初の導入部分から地元協議会までつくってあって、協議会の中で議論を積み上げてやっていくので、途中で補助金をやめることもないでしょうし、その補助金が出なかったからといって、それを裁判で訴えることも非常に珍しいケースだなというふうに思っております。

そのことに対してどうこうと言うつもりはありませんが、事業として見たときに、そういうことにならないような積み上げというのを県が主導的立場の中でやっていかなければいけないというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

先ほど委員がおっしゃったのは新聞に載っていた話で……。

○前川収委員 はい、そうです。

○上村畜産課長 新聞に載ってましたので、実際、甲誠牧場というところが29年度に取り組まれた事業ですけれども、阿蘇市にその牛舎建築を進めた際に、地域住民から途中で建設場所の変更の要望が寄せられました。臭うかもしれないってことで、実際は今全然臭ってないんですけれども。

クラスター事業で移転とかの検討をされてたんですけれども、要は、市は住民側のほうに立たれて、甲誠牧場については、繰越手続とか補助事業上必要な手続をされなかったんです。それで、結局もらえるはずの補助金がいただけなかったということで裁判をされたということで、裁判所のほうも、市にそういう権限はないということで、そこはもう認められて上告もされなかったんですけれども、そもそものところとしまして、そういうこと、公害問題とか起こらないようにということでは、もともとヒアリングの段階から事前確認のチェックリストというのをちゃんとお互い共有しまして、県からの指導として、市町村等の関係の条例とか手続が必要ないかとか、住民とのトラブルないかとか、説明会はちゃんとやったほうがいいですよとか、そういうことの指導をしております。これまでは全くそういうのはなかったんですけれども、当時のやつでは、一部の方が不安に駆られて要望されたということで、それがちょっとだんだん話が大きくなりまして、引くに引けないようになった状態でございます。そういうことがないように、常にクラスターでは指導をしているところです。

○前川収委員 ないように指導していただくのは当たり前なことなんでしょう、あったわけですから。そのあったことを前提に、そういうことにより一層地元との協議も含めて

しっかり認知を取りながらやっていくと、御了解をいただきながらやっていくという手順が必要だと私は思ってます。

臭いがあるなしというのは、なかなか住んでる方にとっては——住民側の意見も分からぬじゃないですよ。その住民の意見を背景に、市のほうが住民の側に立つということがあったということも、それは分からぬじゃない。ただ、そうなる前の段階で、クラスター協議会の中で、もうちょっと丁寧にお話ができなかったのかなというのが私の疑問なんですけれども。ぜひ、今後はそういうことにならないように、慎重にしっかり——約定とか法律的に言えば、それはもう何も問題ありませんと、もう紋切りになってしまいうんでしょうけれども、そうじゃなくて、やっぱり丁寧に地域の意見も反映してもらいながらやっていくということに心がけていただきたいなというふうに思ってますので、要望でございますけれども、よろしくお祈りします。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○磯田毅委員 前川委員のおっしゃったことと関連するわけですけれども、5ページのこの収入保険加入緊急支援事業の中で、実は、保険料が多分11%だったと思いますけれども、今年の保険料が上がったという中で、1割以上上がるということは非常に負担が重くなるということで、私も議会で取り上げたことがありますけれども、積立部分と掛け捨ての部分がありますけれども、それも補償の割合が8割なのか7割なのか、自由度はかなりありますけれども、前川委員がおっしゃったように、非常に最初加入するにはハードルが高いということからすると、保険料も上がってくるというのは、昨年7月豪雨で、多分1,000億以上の農業被害が出るとということ

も考えると、やっぱりこういう保険制度の充実というとは、これから先、家族農業を守るためにも絶対必要なものだと、事業だと思えますので、そういった負担が増加することも実は非常に心配ですので、そういったところではどうでしょうか。

○加藤団体支援課長 団体支援課でございます。

今まさにおっしゃられたとおりですが、まず、保険制度の全体像をお話しさせていただきますと、まず、こちらの制度は、平成31年の1月から制度が始まりまして、全国で、規模的に10万経営体を目指していく。その中で、今6割が目標達成している状況で、まだまだ母体の母数が少ないという中で制度設計がなされるというところになります。

また、基本的な保険料の算定の考え方としまして、10年間の収入状況を見てからということですので、まだまだ制度設計が改善の余地がある制度で、まだ進行形の状態であるというところがございます。

また、加入の部分につきましては、一般的な事例では、1,000万の収入経営規模のところを例示されますけれども、今おっしゃられたとおりの上限のまず保険の部分はどこからスタートするのか、また、どの程度まで保険を見込むのかというような算定で、算定次第では、保険料の保険部分が4割ほど減額できるということもございますし、掛金の支払いに当たっては、分割して支払うことも可能だということで、その辺りはシミュレーションのほうを県の農業共済組合のほうで丁寧に行うというところで、まず御相談していただく中で、そういった、どういうふうな形で入ったほうがいいのかというところを御相談させていただいておるという状況でございます。

ですので、まず一般的な、先ほど御説明しました1,000万の収入があれば、積立部分が

22万5,000円というところの高額な部分がちょっと先行している嫌いもありますので、収入保険の発動の際は、つなぎ融資という制度もございまして、メリット部分はかなり強く、まず広報等をして、どういった形で入っていただくのか、そういったところを留意しながら進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

○磯田毅委員 大体分かりましたけれども、私も直接価格安定制度のほうに入ってきて、そっちのほうで今年も恐らく相当な金額が補償されるということかと思えますけれども、そういった価格安定制度との整合性というのをしっかり国に求めていってほしいというのは、これ要望です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○瀧上陽一委員 すみません。その収入保険制度で、実質、今どのくらいの農家、例えば認定農家で何割くらい入ってらっしゃるといのは分かるんでしょうか、収入保険の。

○加藤団体支援課長 こちらの収入保険は、まず、青色申告というところが、ちょっとハードルと申しますか、デメリットと申されているところもありますが、まず、青色申告が約1万5,000経営体あります。その中で、昨年度末で2,123経営体があつてまして、今年が2,800、また、令和5年度にかけまして3,540というところで目標を定めて取り組んでおるところです。

説明は以上です。

○瀧上陽一委員 先ほど部長のほうから説明があつたとおり、農業は自然相手で、いつ災害あるか分からぬような状況の中で、また、

農家の人の考え方で保険も選ばれるんだろうなというふうに思いますけれども、もう何度も言いますが、先ほど言われたとおり、農家にとってはやっぱりセーフティーネットに私はなってくるというふうに思っておりますので、ぜひとも、できるだけ加入を上げて、安定して経営ができるように今後取り組んでいただければというふうに思いますので、デメリットばかりが出ないようにしっかりメリットのほうも宣伝していただければと思います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○淵上陽一委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかに質疑はありませんか。

○吉永和世委員 6ページの流通アグリビジネス課で先ほど御説明あって、新しく県水産物を提供するフェアに要する経費を出すんだということでしたが、この新型コロナによって飲食店あたりでの消費が減っていると、その反面、家庭での消費が増えてきているという中に、その水産物をいかに入れ込んでいくかというのが大きな課題かなというふうに思うんですけれども。しかし、この状況は、全国水産県においては同じ考え方なのかなと思うんですが、その中で、熊本県の水産物をそこにしっかりと使っていただくというような形にするためには、やはり独自の何かすばらしい、何かこう戦略がないと、なかなか難しいような気もするんですが、そこら辺は何かあるんでしょうか。

○中島流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

委員御指摘の熊本県内の水産物をどのよう

に県内の家庭に入れていくかと、そういった御指摘につきましては、今回の事業の拡充の部分にも当たるわけですが、地産地消協力店のフェアの開催、こちらのほうにつきまして、これまで、県内の鮮魚店さん、こちらのほうが地産地消協力店のほうに加入をされていなかったという状況になります。で、影響を受けております水産物を取り扱われます鮮魚店さん、こういった方々も地産地消協力店のほうに多く参加いただきまして、そして、一般の家庭の皆様方が多く消費いただけるような取組を進めていこうということで考えております。

もう一点は、水産振興課のほうで、昨年度も行われました県外向けの量販店、こちらのほうにおきましても、県内の揚がった水産物、こちらを県外の量販店、特に九州管内の量販店のほうですけれども、そちらのほうで多く消費していただくようなフェアのほうを行うこととしております。

○吉永和世委員 対応いただいていることに対しての感謝を申し上げますが、できれば、やはり県内、できれば九州管内、できればもうそれ以上、全国で消費してもらえれば一番いいんですが、ぜひ連携を取っていただいて、ぜひこのチャンスにすばらしい成果を出していただくようによろしく願いしたいと思います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○吉永和世委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかに質疑はありませんか。

○淵上陽一委員 7ページの農産園芸課の丸新の一番上のほうですけれども、園芸産地に

おける事業継続強化対策ということで、災害に強い園芸産地の形成にということでありました。

私も県議になってちょうど15年になりましたけれども、毎年この時期になると要望に来られるのが、実は、ガラスのハウスが今そこ40年たっておりまして、台風が来て、この台風でここのガラスが飛び散ったときには、多分周りの土から入れ替えぬとかぬという要望がずっと来ておりました。なかなか、今すぐその事業、まあ15年たってもまだできないということは、なかなか難しいところがあるんだらうかというふうに思いますけれども、もうそろそろそういった本当に災害が来たときにどう対処できるのかということを考えてときに、少し知恵を使っていただいて、こういった事業があるなら、そういったところにも何か見てもらえるようなことができないかというふうに思っておりますので、これも要望で構いませんので、しっかり検討していただければというふうに思っております。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか、要望で。

ほかに質疑はありませんか。

○荒川知章委員 新型コロナウイルスの感染拡大による農林水産物への影響についての資料の2ページ、上から2番目で国による緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴い影響を受けた農林漁業者への支援金とありますけれども、これは、農林漁業者へはどういった形で周知をされているのでしょうか。

○深川農林水産政策課長 コロナ関係の周知につきましては、各所管課のほうで各団体把握しておりますので、各所管課を通じまして各団体のほうに周知をしているところでございます。

この件につきましても、予算の内容、詳

細、そういったものについては周知をしているところでございます。

○荒川知章委員 かなり困ってらっしゃる農林漁業者いらっしゃいますので、知らなかったということがないように、ぜひ徹底していただければと思います。お願いします。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで5分間休憩をしたいと思います。

再開は、10時55分からといたします。

午前10時49分休憩

午前10時54分開議

○末松直洋委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、後半グループ各課の付託議案について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔に、また、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに近づいて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

○清藤農村計画課長 農村計画課でございます。

常任委員会説明資料(予算関係及び条例等関係)の9ページをお願いいたします。

2段目の土地改良事業等指導監督費については、説明欄の土地改良区体制強化事業で、土地改良法の改正により、土地改良区においては、令和4年度から複式簿記会計の導入が義務化されております。

このため、これに対応するため、新規事業

として、複式簿記の導入に向けて、熊本県土地改良事業団体連合会が実施する巡回指導や会計の専門家の配置に対して助成を行うものです。

なお、本事業については、国の補助事業により、全額国庫補助となりますが、本年度の制度改正により、県経由の間接補助となったことから補正予算で対応するものです。

農村計画課は以上です。

○青木農地整備課長 農地整備課でございます。

10ページをお願いいたします。

10ページ、国庫支出金返納金につきましては、過年度に実施した農業農村整備事業の事業費確定等に伴う国庫支出金や市町村の負担金の返納金となっております。

農地整備課は以上でございます。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課でございます。

11ページをお願いします。

鳥獣被害防止総合対策交付金国庫返納金でございます。

これは、山都町のジビエ加工施設が、国産ジビエの認証取得に向けた改修を行っておりますが、交付金を使って建てた既存施設に手を加えますので、その分の返還ということになります。農政局と相談しながら、事務手続に従い、返納手続を進めております。

むらづくり課は以上です。

○青木農地整備課長 続きまして、令和2年度一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について御説明いたします。

38ページをお願いいたします。

38ページ、県営中山間地域総合整備事業費、農業生産基盤整備事業費、農村地域防災減災事業費、3つの事業を上げておりますが、これらは全て農地や農業水利施設、農地

防災のための施設を整備する工事を行うものでございます。

これら事業につきましては、令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したことが繰越しの主な理由となっております。繰り越した工事につきましては、いずれも施工業者との契約を締結しており、年度内の完了を目指して事業の進捗を図っておりますのでございます。

39ページをお願いいたします。

団体営農地等災害復旧費、県営農地等災害復旧費の2つを上げてございます。

こちらは、農地、農業水利施設の災害復旧を行うための事業でございますけれども、こちらも、令和2年7月豪雨の影響により、施工業者における人員確保が困難となったことによる繰越しでございます。

こちらにつきましても、いずれも施工業者との契約を締結しており、年度内の完了を目指し、事業の進捗促進を図っているところでございます。

農地整備課は以上です。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の40ページをお願いいたします。

1段目の間伐等森林整備促進対策事業費につきましては、助成を行った施工業者の林内の路網開設工事において、コロナウイルス感染症対策として、工事の施工体制を見直さざるを得なくなり、不測の日数を要したものが1件となっております。これについては、年度内の完了を予定しております。

また、2段目の県有林整備事業費につきましては、県有林の作業道の維持修繕工事に関し、工事着手後の豪雪により、除雪作業に不測の日数を要したものが1件となっております。これについては、既に工事は完了済みとなっております。

森林整備課の説明は以上でございます。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

41ページをお願いします。

1段目の県営林道事業費は、令和2年7月豪雨の影響により、資材運搬路が被災し、工事車両の通行が困難となったため、工事施工に不測の日数を要したものが4件でございます。

2段目の単県林道事業費につきましても同様に、7月豪雨により資材運搬路が被災したことで、工事施工に不測の日数を要したものです。

3段目の現年林道災害復旧費は、2件繰り越しておりますが、いずれも令和元年の林道災害復旧事業の工事施工箇所が、令和2年7月豪雨により再度被災し、工法の再検討に不測の日数を要したため、繰越しとなったものです。いずれも年度内完了を予定しております。

林業振興課は以上です。

○中尾森林保全課長 森林保全課です。

42ページをお願いします。

治山関係事業の事故繰越理由は、全て7月豪雨に関係するもので、まず、1段目の治山事業費及び2段目の治山激甚災害対策特別緊急事業費については、施工業者における作業員の確保が困難で不測の日数を要したもので、それぞれ18件と7件となっております。

3段目の緊急治山事業費については、作業員の確保及び資材の確保が困難となったもので6件、4段目の単県治山事業費は、工事施工区域ののり面崩壊が発生し、復旧に不測の日数を要したものが2件となっております。

43ページをお願いします。

保安林整備事業費は、7月豪雨の影響で資材搬入路が被災し、通行困難となったものが1件となっております。

以上、事故繰越した地区につきましては、いずれも年度内完了を予定しております。森林保全課は以上です。

○吉住むらづくり課長 むらづくり課です。

45、46ページをお願いします。

第7号議案で、熊本県ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例の基金は、中山間地域や棚田地域などで活用できることとなっております。

中山間地域とは、地域振興5法のいずれかで指定された地域であると条例で定義をしております。

今回の改正は、5法のうち過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で失効し、新しく過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことを踏まえて、条文中の法律名を変更するものでございます。

むらづくり課は以上です。

○青木農地整備課長 農地整備課でございます。

資料の47ページをお願いいたします。

議案第12号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成30年11月議会において議決されました碓江地区農村地域防災減災事業第4号工事の請負契約につきまして、工期について、令和3年7月30日までを令和3年10月29日までに変更するものでございます。

事業の概要につきましては、48ページのとおりで、排水ポンプの製作、据付けを行う工事でございます。

請負契約の変更理由につきましては、3番に記載しておりますが、ポンプ設備の据付けに当たりまして、既設の配管との接続調整に時間を要することによるものでございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。

議案第13号、もう1件工事請負契約の変更についてでございます。

令和元年11月議会において議決されました大切畑地区県営農地等災害復旧事業第1号工事の請負契約につきまして、契約金額について、63億2,528万2,348円を70億617万5,176円に変更するものでございます。

事業の概要につきましては、50ページのとおりで、ダムの堤体に関する工事でございます。

主な変更理由につきましては、3番に記載しておりますが、堤体盛土材の含水比調整や粒度調整に必要な仮置場の造成、湧水、流入水の増加に伴う河川転流工、それから仮設の井戸による排水の増加、軟弱地盤の土壌改良の増加によるものです。

農地整備課は以上でございます。

○末松直洋委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 今説明いただきました48ページ、議案第12号、工事請負契約の変更についてでございますが、この工事そのものについては、変更理由についても理解できますし、それはもうそれで結構です。

ただ、一つ気になるのは、多分これ排水機場が出来上がった後に、地元の土地改良区もしくはその他の団体に移管なさるのだろうというふうに思っていますが、その確認が1つです。

その際、前も私はこの委員会で言ったのかほかのところでも言ったのかよく分かりませんが、地元に移管された後の維持管理について

が、ポンプの業者さんとか、そのポンプ屋さんというんですかね、非常に専門的なその知見を持つとかなないと修理ができないやつが多くて、一般的に、ちょっと修理してくださいと言って、地元の何か電気屋さんとか機械屋さんにも頼んでもできないことがとても多いんですね。この会社がどうかは私はよく分かりませんが、ぜひ汎用性というんですかね、移管された後の修理その他、排水機場というのは絶対壊れますから、ずっと未来永劫使える施設は、物ですからないわけですから、そのときに、要は汎用性があるものを使っただけとけば、地元の土地改良区とかその他の民間の皆さん方の維持管理がとてもしやすいんです。

ただ、特許物とか、ここでしかできませんよとか言われちゃうと、この会社があるうちはいいでしょう。会社だって未来永劫絶対あるわけじゃないから、会社がなくなったときも困るし、場合によっては、えらいよそこから来てもらわなきゃいけないから、ちょっと壊れたから見に来てくださいで、出張旅費だけで20万円かかりますとかね。私は経験してますから、そんなこともないわけじゃないんですけれども、この場合はどうですか。教えてください。

○青木農地整備課長 農地整備課でございます。

ただいま御質問ありました排水機場の造成後の、まず管理についてでございますけれども、こちらのほう、排水機場の管理につきましては、基本的に市町村に移管するという事になっておまして、この機場についても同様に扱うことになってございます。

それから、もう一つ、メンテナンスということでございます。

排水機場、ポンプの設備がどうしても特注品になることが多いという点がございまして。このポンプにつきましては、もともと陸上

ポンプであったものを水中ポンプに変更して、大型のもの4つであったものを8つに変えてということで、比較的小型のものに変えてということでございます。ですので、以前よりも、何というか、汎用のものというわけにはいきませんが、扱いやすいポンプにはなっているということでございます。

ただ、やはりメンテナンスには、このポンプは、製作を請け負っておりますのが西島製作所でございますけれども、やはりちょっと各メーカーの技術というものが必要ですので、そこのところは、各メーカーとの取引ということが必要になってくるかと思っております。

ここについては、市町村のほうで保守契約などを結んでいただくことになろうかと思っておりますので、もしその点で、何か難しい点、不都合な点がありましたら、県としても相談に乗るということで対応していきたいというふうに思っております。

○前川収委員 この業者さんとかこの工事に限らずであります。一般論として言わせていただきますけれども、排水機場であつたりとか、あとは用水の井堰ですね、堰。転倒式とか風船式とか、昔はいろいろありましたよね。それらのものを総じてであります。造るときにはいいんですよ。今が最新技術でこれがという話で、とてもいい話だけを聞いて造ります。で、造った後に県がずっと管理なされればいいんですけども、それはないですよ。ほとんど市町村もしくは土地改良区、今の排水機場の場合は市町村に移管されるということですが、それは、最初に造るときに契約時に、その後の保守契約まで含めてきちんと話をしといてもらわないと、移管された後は、もうこれは業者ベースになってしまつて、汎用品じゃないやつ、そこ以外はできないという話になると、維持管理にかかる費用というんですかね、部品1つ競争できない、

相見積りも取れない、そんな話で、もう言い値ちゃ言い値ですよ、もう。

そうになってしまいますので、これは要望ですけれども、ぜひ、その後のことまで考えて、こういったものを造るとき、県で管理してるやつもやっぱりそうですよ。県がずっと未来永劫、県が管理するやつはいいとは言いません。やっぱり税金使ってやるわけですから、後々のことまで含めて考えていただきますようお願い申し上げます。

これは要望です。

○末松直洋委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で後半グループの質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第7号、第12号及び第13号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第28号を議題といたします。

請第28号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○楮本農産園芸課長 まず、請願の内容についてでございますが、下の請願事項のとおり3点ございます。

1点目は、新型コロナウイルスにより米の在庫量を国が買い取るなどして需給改善を図り、米価下落に歯止めをかけること、2点目とし

まして、生活困難者や学生等に対しまして、食料支援制度を創設し、国が支援すること、3点目としまして、外国産米につきましては、需要状況に応じまして輸入数量を抑制すること、以上の3点でございます。

次に、これに対します国の対応状況について御説明いたします。

まず、1点目でございますけれども、米価は、その年の在庫量との相関がございます。

現在、在庫量が多くなってございますのは、東北など主要県を中心に、需要量以上の生産がなされていることが根本的な原因だとされてございます。

国では、昨年12月以降、特に重点県との意見交換を個別に実施するなど積極的なキャラバンを実施してございます。

また、令和2年度3次補正と3年度の予算で3,400億円を確保しております、飼料用米等への作付転換を支援しながら、需給の改善を進めているところでございます。

また、コロナ禍の対策としまして、消費拡大対策も実施されてございます。

なお、県産米の米価につきましては、計画的な作付に取り組んだ結果、需給バランスが取れておまして、前年並みの米価となっております。

次に、2点目でございますが、生活困難者等への食料支援でございますが、農林水産省では、食育の一環として、子ども食堂に加えまして、生活困難世帯への子ども宅食に対する無償提供を開始してございます。また、提供数量の上限も4倍に拡大する方針でございます。それに加えまして、輸送車両や食品保管費に対する助成、企業から提供されます食品等の情報収集、発信にも取り組まれてございます。

3点目の外国産米につきましては、国産に影響が出ないように、加工用米や飼料用米などに活用されている状況でございます。

国においては、以上のような対応がなされ

ている状況でございます。

説明は以上でございます。

○末松直洋委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 今の説明で1番目ですね。計画的な作付で県内の米価については安定しているというようなお話でございましたが、先ほどの請願者の説明でもありましたですけども、かなり今消費が落ち込んでいることと、その在庫量が当初の見通しよりも大幅に増加して、来年も非常に米価が下がっていくのではないかというようなことが指摘をされております。

そういう点から言うならば、県内の米についても影響は避けられないのではないかと、うふうに思うんですが、それはどういう見通しでしょうか。

○楮本農産園芸課長 委員御指摘のとおり、現在非常に全国的に供給過剰状態となっていると、在庫量が増えてきているというのは、先ほど説明したとおりでございます。ただ、一方では、そういう危機感もございまして、先ほど申しました全国キャラバン等々で実施をいたしまして、これは4月末現在でございますけれども、令和3年度産につきましては、全国で6万7,000ヘクタールの減少が必要だったわけですが、4月末時点で3万7,000ヘクタールの減少が図られております。残り3万ヘクタールということで、現在、先ほど言いましたような予算、キャラバン隊等々を活用しまして、主要県を中心に積極的な作付転換が図られているような状況でございます。

本日の日本農業新聞にもございましたが、主要県の一つでございます富山県につきましても、基本的に目標を達成したと。で、それ以上の深掘りをするために、さらに200ヘク

タールを作付転換していくというような記事もございました。各県非常に危機感を感じておりまして、そのような方向で進んでいくと。

ただ、一つ心配されますのは、作況によってそれが非常に変わってございます。作況が1変わると、数万トンの増加になるというようなことでございますので、その辺はその作況を見ながらというのもございますが、まずはできることから作付転換をしっかりと、できることから需給調整を図っていくというようなことが重要だということで、全国的にそういうようなことで進められている状況にございます。

○山本伸裕委員 今のやっぱり流れから考えれば、転作、作付転換というのは、やっぱりちょっと限界があるんじゃないかというふうに思ってるんですね。

政府は、36万トンの転作を求めているという一方で、77万トンミニマムアクセス輸入をやってるんですけども、例えば、RCEPで米や野菜とか果物とか関税が撤廃されて、非常に県内の作物についても影響が懸念されるところで、果たして転作が、希望、展望を持って順調にやられていくのかというようなことも考えていかないといけないし、米というのは、基本だと思っただけで、農家の生活を支える上で、米作って飯が食えないというような状況が言われてますけれども、全国的にその米価格が低下しているような傾向というのは、やっぱり熊本も無関係というわけにはいかないような状況になっていくんじゃないかというふうに思いますし、そこは言われているように、すみません、農政連の「みどりの風」という雑誌を読んでたら、山田俊男参議院議員も、国会で、今の状況は、平成25年、26年と同様の米価暴落の図式を招きかねないということで、自由な生産、流通、販売を許してはいけないと、政府が在庫として積

み上げることも必要だというようなことで提案をされておりますけれども、これは保守革新関係なく農政連も、おっしゃっているように、しっかりこれは政府の責任で市場から引き離していったら、米の価格の暴落を食い止めるというような手だても必要ではないかというようなことを思うんですけども、いかがでしょうか。

○楮本農産園芸課長 委員おっしゃるとおり、これはもう全体としてしっかり考えていかなきゃいけないことだと思っております。

実は、本日が経営安定対策の計画の締切日というふうになってございます。本日の6月末の段階で、全国的にどのくらい、先ほど言いました4月以降どのくらい減ってきているのかというのは、しっかり今回の計画書で分かるというふうに国も考えておりますし、それを見ながら、もう一つ、基本的には、先ほど言いましたような作付転換というのを進めながら、また、今回の6月末の状況を見ながら、次必要な対策は検討していくというようなことで国のほうは考えているようでございます。

ただ、県といたしましても、確かに需給バランスがきちんと取れておりますし、今のところ価格的には前年並みというような状況でございますが、豊作になれば、またそういう状況は変わってくると思いますので、そこはしっかり状況を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

○前川収委員 山本委員の御心配も、もちろん私たちも共有している部分もたくさんございます。

この後の米の需給状況によっては、米価が下がるということになると、それは困るというふうに思っていますが、請願の内容を見ると、直ちに政府買取りと市場隔離という話になっておりますし、それから、ミニマムアク

セスについても、数量制限の抑制を直ちに実行しろというような非常にストレートで強力な請願内容になっておりますので、ここは一旦、私は、心配は心配として共有しながら、しっかり市場等々や作付状況、それから作況等も見極めてもらいながら、県内の米価の状況をしっかり見極めていただきたいと思っておりますが、今回のこの請願に限っては、まだちょっと時期尚早という意識を持っておりますので、委員長、否決でお願いしたいと私は思っております。

○山本伸裕委員 ちょっとこれは要望で結構なんですけれども、このミニマムアクセス米のことで、これはちょっと確認を後でお願いできればと思いますけれども。平成11年の3月9日、衆議院の農林水産委員会で、WTOの協定のどこにも、このミニマムアクセス米については、その義務的輸入だというようなことは書かれてないわけですね。もちろん、その最低量の輸入機会を提供するというような位置づけはなされてるんですけども、定量を輸入しなければならないという取決めはなされてないんですよ。

それで、政府の閣議決定で、このミニマムアクセスの量について確認されて、77万トンというようなことなただけけれども、同じようにアメリカとミニマムアクセスの取決めをしている韓国は、決して輸入が一定量というわけじゃないんですよ。減少したりしているわけですよ。やっぱり今米の消費量が減少していると。77万トンと定めた当時の米の消費量は約1,000万トンだったんですけども、現在は700万トンに減少していると。その減少分から考えれば、77万トンは、57万トンというような、同じ率で考えればというふうに減少することだって、十分これは交渉の余地があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

そういう点では、ぜひ、このミニマムアク

セスの米の輸入に関しては、これだけ米の消費が落ち込んでいるときに、どんどん一方ではアメリカから輸入していると。それが、その加工米だとか飼料用とかのほうにかなり影響を及ぼしている部分もあるわけですから、そういう点では、ぜひ、その部分も政府に対して、聖域とせずに声を上げていただきたい。これは要望として申し上げたいと思います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に採決に入ります。

請第28号について、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 採択、不採択の両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第28号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○末松直洋委員長 挙手少数と認めます。よって、請第28号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

最後に、その他で委員から何かございませんでしょうか。

本日は、出席職員が限定されておりますので、この場でお答えできない場合については、後日回答させていただきます。

委員から何かありませんか。

○山本伸裕委員 ちょっと先ほども申しましたけれども、RCEPが、国会で可決、承認をされて、年内にも発効するというふうに言われておりますけれども、このRCEPによって、県内の農産物、果物とか野菜とか、どういふ影響が出るかというような試算はされてらっしゃいますでしょうか。

○深川農林水産政策課長 御指摘がありましたとおり、今参加国の国内手続が終わりますと、協定が発効する段階にまで至っておりますけれども、まだ発効しておりませんので、具体的な内容については、まだ試算はしておりません。

○山本伸裕委員 これは、農水省の資料によると、例えばショウガであるとか、あるいはブロッコリー、それから、果物で言ったら、ミカンとか柿とかブドウとか、そういったものの関税撤廃というようなことになっているようなんですね。相当やっぱり県内の農産物についても影響が懸念されるわけで、年内発効というようなことであれば、そこから非常に深刻な影響が出るというようなことになると、これは対応が後手後手になりかねないので、先ほど転作のお話もありましたですけども、米の代わりに何か高収益の転作をしようと思ったら、そちらのほうが関税が撤廃されて大変な状況だというようなことになったら、本当何ていうか、農家にとっては大変な苦しみではないかと思うんですね。ぜひ早めにちょっとこれは影響について、試算、対応の検討をお願いしたいというふうに思います。

○深川農林水産政策課長 RCEPにつきましては、御指摘のとおり、世界のGDP、あと貿易総額及び人口の約3割を占める地域の

すごい巨大な貿易圏というふうに向っております。

これまでも、日米貿易協定、TPP、日欧のEPAとか、まず政府が試算をして、それを熊本県内で当てはめるといふような試算の形を行っております。まずは、国の動きを注視しながら、その動きを待って私どもも機敏に動けるようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 お話があったように、政府は、これ試算してないんですね。非常にちょっとこれは問題だと思います。一方で、例えば、東京大学の鈴木宣弘教授は、影響を試算してるんですよ。農業生産減少額5,600億円と、野菜、果物だけで860億円と、具体的な数字も出ていますので、これは、熊本県、農業県で非常に深刻な影響が懸念されるので、もちろん国に対しても、それは試算を急いでというようなことは言いつつも、もう大体資料が出ているわけですから、そういう点で県のほうとしての対策を急いでいただきたい。

○末松直洋委員長 要望としてよろしいでしょうか。

○前川収委員 ウッドショックの件についてですけども。もう一般質問の中でも部長お答えいただいておりますが、国内産の材の不足、外材が入ってこないことによる国内産が足りない。そのことによって材価が上がっているという状況が生まれているわけですが、山元の森林所有者、もしくは森林・林業に関わる者からすれば、国産材が上がることは、とてもありがたいことで、いいことなんですね。ところが、建築業者さんたちがなかなか、外材に依存していた業者が特に非常に困っているという状況が共にあるわけで

ありますから、ぜひ、新しい組織もおつくりになるというお話でありましたが、現状を把握していただき、それを次にどうつなげていくかということについて、いろんな情報収集の下でお考えいただきたいというふうに思っております。

単に山元から、山から材をたくさん出してくださいと言われたって、そんなのすぐにはできないわけではないわけで、熊本県においては、皆さんのおかげで林業大学までつくって、林業後継者の育成には本当にこれまでも御努力をいただいておりますが、それでも足りないわけでありまして。後は、安定的に材を出すことが我々にとってその安定につながるということじゃないと、仮に外材がまた元のように入ってきましたよという話になったとき、また元に戻しますということであれば、我々はやっぱり投資できないわけですね。そうなるかもしれないという思いも、一方では、そうなるってほしいという方がたくさん、元に戻ってほしいという方がたくさんいらっしゃるわけでありまして、そこを今回のウッドショックを契機にして、国内産材の需要を高める、外材から置き換えていくという形になって、うまくつながっていけばありがたいなというふうに思っておりますが、どのような状況をつくりたいと思ってるのか、お気持ちがあれば教えていただきたいと思いたすけれども。

○山下林業振興課長 ウッドショックにつきまして、状況は委員が御説明されたとおりでございますけれども、まさにその課題となっておりますのが、元に戻った場合がございます。

部長の一般質問答弁でもございましたように、6月8日に、いわゆる川上から川下までの関係者12名の方にお集まりいただきまして、木材需給情報共有会議を開催いたしました。

この中でも、いわゆる川下のほうから、今までの木材価格が安過ぎたんだと、もっと上げてもいいという話もございましたし、一部外材を使っておられる住宅メーカーからも、外材のリスクについての言及もあっております。

そういったものを、やはり市場の動向はあるものの、信頼関係に基づく需給安定供給体制をつくるのが大事だと思いますので、関係者の信頼関係の構築に向けて、一つは向かっていくということ、それから、今新しい組織ということで、新たな例えば中大規模の構造物であるとか、外材が多いはり、桁に県産材を使っていくとかいう新たな需要については、新たなサプライチェーンをつかって、これも定量的な流通がつけられるような体制をつくっていききたいというふうに考えております。このことで、こういった市場の乱高下にも対応できるというふうな体制にしていきたいというふうに考えております。

○前川収委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

国産材が努力をしてこなかった部分、安定的な材質であったりとか強度の問題とかというのは、やっぱり仕方ないで終わってきた部分が多分にあると思っております。外材の優れた部分は値段だけじゃなくて、強度が強いし、品質が安定してて均一なものをすぐに入手できるという、やっぱり国産材より強いところがあったことは、我々も十分認識してはいますが、そこに負けないように我々もやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、そこはやっぱり、例えば、材を出している素材生産の川上から、おっしゃったように川下まで、共通認識を持ってやっていかないと、なかなかできないことでもありますし、それが調整できる人が、なかなか機関がないので、ここはぜひ県にもよろしくお願ひしたいと思っておりますので、ぜひ頑張ってください

い。

ありがとうございました。以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかに何かありませんか。

○吉永和世委員 今私の地元には太陽光パネルの設置があつてなんですが、面積40ヘクタールということで。林地開発許可の分が昔は50ヘクタール以上、今は数値が20ヘクタールに変わつてくるのかよく分からないのですが、50ヘクタールのときですから、40ヘクタールは林地開発許可が要らないという状況で多分設置がなされているんだろうというふうに思うんですが、見ると、余りにも民家と近すぎて、非常に危ない状況じゃないのかなというふうに思ってしまったんですが、設置に当たるまでに民家とのこの距離というのも非常に大事じゃないのかなというふうに思ってしまうんですが、そこら辺の調整というか、何か話合いというか、何かそういうのはないものなのかと思うんですが、それはどうなんでしょう。

○中尾森林保全課長 林地開発許可につきましては、一応1ヘクタール以上で県の許可が必要というふうになっております。その中で、令和2年度より実施要領の改正をしまして、地元との協定の締結というのを義務づけております。

その中で、当然、林地開発の4要件ということで、災害のリスクがないとか、そういった4つの要件を満たしていることがもちろん条件ですけれども、それ以外についても、地元の懸念する事項については、協定を地元と取った中で、地元の同意を得てやっていくということを実施要領の改正で義務づけているというところでございます。

○吉永和世委員 今なされているその工事に

関しては、地元との協定というか同意というか、そういうのは取られているということですか。

○中尾森林保全課長 昨年度の改正を令和2年度から改正したものですから、その以前のやつは取れてない部分もございます。新しいものについては全て取っているところでございます。

○吉永和世委員 その前の多分申請というか、それでやられているんだろうと思うんですけども、平たんならいいんですけども、まさしくその傾斜というか山間部、家もその急傾斜地に建っているような感じなので、すごく危ない、もう見るからに危ないという感じなんですけれども。今後何が起きるか分からないというふうな状況なので、そこら辺ちょっと何かしっかりと対応いただければなというふうに思うんですが。

ですから、今後、やはり民家との距離というのはしっかりと持った中で設置するような感じで対応いただいたほうが、私は、やっぱり安全性からいって、大事な部分かなというふうに思いますので、そこら辺はぜひ今後検討いただければというふうにお願ひしたいと思います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○吉永和世委員 要望でいいです。

○末松直洋委員長 はい。ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

これもちまして、第3回農林水産常任委員会を閉会したいと思います。

午前11時35分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長